

公安委員会 決裁資料	交通規制（信号機新設）の実施	令和7年10月29日 交通規制課
---------------	----------------	---------------------

## 1 信号機の設置及び撤去の方針

信号機の設置に当たっては、警察庁の示す「信号機設置の指針」に準拠し、交通量、交通事故の発生状況等を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、真に必要性の高い場所を選定している。

また、交通環境の変化等により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、住民の意見を踏まえつつ、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討している。

## 2 令和7年度信号機新設・廃止数

		定周期	押ボタン	一灯式	合計
意思決定済	新設	0	0	0	0
	廃止	0	2	10	12
今回の計画	新設	2	0	0	2
合計	新設	2	0	0	2
	廃止	0	2	10	12

## 3 信号機新設箇所

No.	管轄	地点名	設置場所	
1	鹿児島西	本名小学校入口	鹿児島市本名町3029番地先	定周期式
		交通量が多く、小学校の通学路である丁字路交差点への信号機新設		
2	志布志	大原南	志布志市志布志町志布志886番地 6先	定周期式
		交通量が多い県道等の迂回路である仮設交差点への信号機新設		